

■ 基本的な考え方

建築物の出入口は、施設利用者が必ず通行する部分であり、多くの利用者動線が重なるため、誰もが支障なく容易に通行できるように、段差を解消し、引き戸や自動ドアなど簡単に開閉して通過できる構造とする必要があります。

■ バリアフリー整備基準

	内容	関連条項	対象規模
移動等円滑化経路	①建築物の主たる出入口(以下、「玄関」という。)を除く出入口の幅は80cm以上であるか (ただし、床面積の合計が 200 m ² 未満の用途変更の場合、便所の出入口は除く)	令 19-2-2-1 条 14-1-2 ただし書き	別表第 1 (その他基準)
	②戸は自動開閉等で車椅子使用者が通過しやすく、その前後に高低差はないか	令 19-2-2-0	
	③玄関の出入口の幅は80cm以上であるか(ただし、床面積の合計が 200 m ² 未満の用途変更の場合、玄関出入口は 70 cm以上とする)	令 19-2-2-1 条 14-1-2 ただし書き	別表第 1 (0 m ² 以上)
	④玄関の戸は自動開閉等で車椅子使用者が通過しやすく、その前後に高低差はないか	令 19-2-2-0	
	⑤玄関に庇又は屋根を設置しているか (ただし、アーケードに面する等の場合を除く)	条 19-2-1-7	
	⑥玄関の外側に音声誘導設備を設置しているか	条 19-2-1-1	別表第 8
	⑦玄関の戸は自動ドア、又は引き戸を設置しているか	条 19-2-1-ウ	別表第 1 (その他基準)

■ バリアフリー整備基準の解説

<移動等円滑化経路の基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
①③ 出入口の有効幅	<ul style="list-style-type: none"> ●移動等円滑化経路を構成する出入口(玄関、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用簡易型便房を有する一般便所、エレベーター等)の有効幅は 80cm以上とする。ただし、床面積の合計が 200 m²未満の用途変更をして特別特定建築物とする場合は、玄関の有効幅は 70 cm以上とする。 ●有効幅員は、開放時の有効幅をいい、引き戸は引き残しや戸厚を含めない寸法で計測する。 ●両開き戸の場合は、片側の戸のみの開放時の有効幅とする。 ●設計にあたっては、戸の開閉機構を考慮したうえで、開口寸法、戸の寸法などを決定する。 <p>◇電動式車椅子使用者やスポーツ用車椅子使用者、杖利用者等の利便性やすれ違いを考慮すると、直接地上へ通ずる出入口及び屋外へ通ずる出入口の有効幅員は 120 cm以上とし、それ以外の出入口は90cm以上とする。(エレベーター等、便所及び浴室等に設けるものは80cm以上)</p>	令 19-2-2-1 条 14-1-2 ただし書き 【表】 誘 2-1 誘 2-2 【図 1、2】

項目	解説	参照条文等
②④ 戸の形式 ◎戸の構造	<ul style="list-style-type: none"> ●戸は自動開閉等で(次以降の項目に配慮)、車椅子使用者が通過しやすく、その前後の車椅子の待機や戸の開閉に必要なスペースに高低差はないものとする。 ◇戸の前後に、有効寸法として、自動扉及び引き戸の場合は150 cm以上、開き戸の場合は建具幅+150 cm以上のスペースを設ける。 ◇水処理やエキスパンションなどの関係から、多少の段差が生じる場合は、車椅子使用者の通行に配慮し傾斜路やすりつけ等により段差を解消する。(高低差2cm以下の段差は許容) ◇戸の開閉は、手動式より自動式の方がよく、閉動作の難易度からみると、開き戸(内開き)より引き戸の方が使いやすい。※推奨順位 ①自動式引き戸、②手動式引き戸 ◇地上へ直接通ずる出入口のうち1以上は、有効幅を120 cm以上とし、戸を自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 	令 19-2-2-0 令 19-2-2-0 【図7】 標 2-3.2.3.1 誘 2-2 【図1】
◎自動ドア	<ul style="list-style-type: none"> ◇車椅子使用者等の通行を考慮し、押しボタン式を避け、感知式とする等、開閉操作の不要なものとする。また、扉の開放時間を十分に考慮する。(速やかに開き、ゆっくり閉まる) ◇起動装置は、視覚障がい者、車椅子使用者の通行に支障なく作動するよう配慮する。 ◇高齢者、障がい者等がドアに挟まれることを防止するため、ドア枠の左右かつ適切な高さに、安全センサーを設置する。 ◇主要な経路には、回転戸は設けない。回転戸は基本的に車椅子での利用は困難であり、視覚障がい者や歩行困難者、子どもの通行も危険が伴いやすい。やむを得ず回転ドアを設ける場合は、それ以外の形式の扉を併設し、視覚障がい者を回転戸に誘導しないよう配慮する。 ◇車椅子使用者の通行を配慮し、引き戸又は引き分け式とする。 ◇開き戸は、突然開いたドアに衝突する危険があるため、使用しない。 ◇非常時対応のため、手動式の戸を併設する。 	標 2-3.2.3.1.2 標 2-3.2.3.1.2 標 2-3.2.3.1.3 【図2、8】
◎引き戸	<ul style="list-style-type: none"> ◇車椅子使用者や上肢障がい者等が開閉しやすいよう、手動式の引き戸は軽い力で開閉できるものとする。 ◇手動式の引き戸は開閉が容易にできるよう上吊り式とする。やむを得ず通常の引き戸を設置する場合は、車椅子使用者の通行を妨げる敷居や溝を設けない。 ◇引き戸は原則として室内側に取り付ける。 	令 19-2-2-0 【図5】 【図2】
◎開き戸	<ul style="list-style-type: none"> ◇やむを得ず開き戸とする場合は、ドアクローザーにより、車椅子使用者の出入りに考慮した開閉時間を確保する。 ◇車椅子使用者の開閉動作等を考慮し、取手側に袖壁を設け、戸の前後には開閉に必要なスペースを確保する。 ◇原則として内開きとするが、やむを得ず外開き(廊下側への開き)とする場合は、当該戸の開閉により通行者の安全に配慮し、戸幅以上のアルコーブを設ける。 	令 19-2-2-0 【図3】 【図4、5】
◎戸のガラス	<ul style="list-style-type: none"> ◇衝突等の防止のためプライバシー上の問題がある場合を除き、戸の反対側の様子が確認できる窓を設け、窓の高さは車椅子使用者や子ども等が容易に確認できる高さ(床上60 cm程度)とする。 ◇戸のガラス等は、衝突時の事故防止のため、安全ガラス(合わせガラス又は強化ガラスをいう)を用いる。なお、ガラスの選定には、「ガラスを用いた開口部の安全設計指針(昭和61年建設省住指発第116号、117号)」等を参照し、安全性の高いガラスを選択する。 ◇戸や出入口付近の壁をガラスとする場合には、目の高さに衝突防止シールや横棧や模様、衝突防止手すりを設けるなど、衝突防止策を講じる。 ◇フットレストを活用してドアを開閉する車椅子使用者もいるため、高さ35 cm程度までの部分はガラスの使用を避けるか、補強する。 	標 2-3.2.3.1.1

項目	解説	参照条文等
◎取手	◇取手は、車椅子使用者や子どもにも使いやすい高さ(床から90cm程度)に設ける。 また、手動式引き戸は棒状のもの、開き戸は大きく操作性の良いレバーハンドル式、プッシュハンドル式又はパニックバー形式等のものとする。なお、握り玉は、高齢者や障がい者等には使いにくいいため使用を避ける。	【図6】
◎弱視者への配慮	●弱視者の認知のしやすさに配慮し、出入口戸と床面、壁面とは色のコントラストの差を確保する。 ◇戸と取手は色のコントラストの差を確保する。 ◇室名表示は大きめの文字を用いて、背景の色とのコントラスト差を確保する。 (参照:Ⅱ 施設整備の配慮事項及び設計事例集 1弱視者向けの施設整備の配慮事項及び設計事例集)	条 16-5
◎標識	●建物に入ることなく、車椅子使用者用便房及びオストメイト用設備の有無が確認できるように建築物の出入口付近にピクトサイン等の案内表示を設ける。 ●「08 便所(トイレ)」の車椅子使用者用便房の⑥標識、オストメイト設備の⑨標識を準用する。 ◇戸の取手側の壁面又は出入口の戸に利用居室の室名等を表示する。 ◇室名表示の設置は、高さ135～150 cm程度とする。 ◇室名表示は、文字・図記号、図やひらがな、点字や文字の浮き彫り等を併記し用いてわかりやすいデザインとする。	条17-5、6 標 2-7.2.2.4 【図2】
◎玄関マット	◇玄関マットは、埋め込み式とし端部をしっかり固定する。はけ状のものは、足を取られたり、車椅子のキャスターが沈みこむため利用しない。玄関マットは、視覚障がい者用誘導ブロック等との取り合いに注意する。	標 2-3.2.3.4.2
◎溝蓋	◇主要な経路上にある排水溝等の溝のスリット等は、杖先や車椅子のキャスター等が落ち込まないように目が細かい構造とし、濡れても滑りくい仕上げとする。	標 2-3.2.3.4.1
◎照明	◇夜間の安全な通行に配慮して、照明設備を設置する。	標 2-3.2.3.4.4
◎その他	◇車椅子使用者等の利用に配慮した、鍵の設置高さや施錠開錠方法とする。 ◇ドアの前後には、必要に応じて注意喚起用床材を敷設する。	
⑤庇等の設置	●雨天時や降雪時の自動車の乗降に配慮し、建築物の出入口には庇又は屋根を設置する。ただし、以下のいずれかに該当する場合は除く。 ・出入口がアーケード等の降雨及び降雪の影響の少ない場所に面する場合 ・外壁面からポーチ状に奥まって玄関が設置している場合 ・当該出入口の改修がされない増築等の場合で、敷地境界線に接しているとき ・風除室を設ける場合 ◇外部出入口の周辺は、雨掛りなどでぬれる可能性が大きいいため、水分が付着した状態でも滑りにくい仕上げや材料を選択する。	条 19-2-1-ア 【図 1】
⑥音声誘導装置の設置義務	●視覚障がい者に配慮し、玄関の外側に音声誘導装置を設置する。	条 19-2-1-イ 【図1、9】
⑦自動ドア等の設置義務	●玄関の戸は自動ドア又は手動式の引き戸とする。 ●自動ドア又は引き戸の構造等については、②④「戸の形式」を準用する。	条 19-2-1-ウ 【図2、8】
案内設備	◇案内設備等の高さは立位と車椅子使用者の両者が利用できるよう、床から100～110cm程度とする。	標 2-3.2.3.4.3

項目	解説	参照条文等
	●「14 案内設備」の一般基準の解説を準用する。	
その他 配慮事項	◇床の表面は濡れても滑りにくい材料で仕上げる。 ◇風除室を設ける場合には、ゆとりあるスペースとして、方向転換しなくてよい計画とする。 ◇玄関ホールには、貸出用の車いすを常備する。 ◇下足場を設ける場合は、椅子を設け、座って履き替えができるようにする。	標 2-3.2.3.3 【図1】

表 出入口の幅の比較

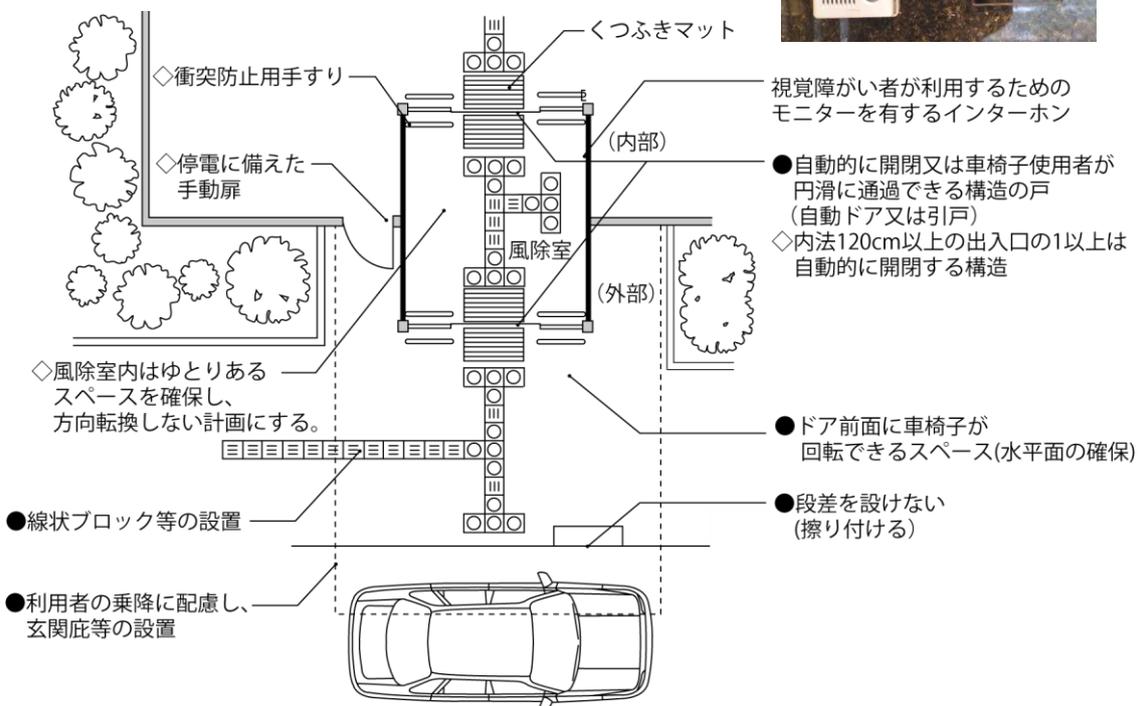
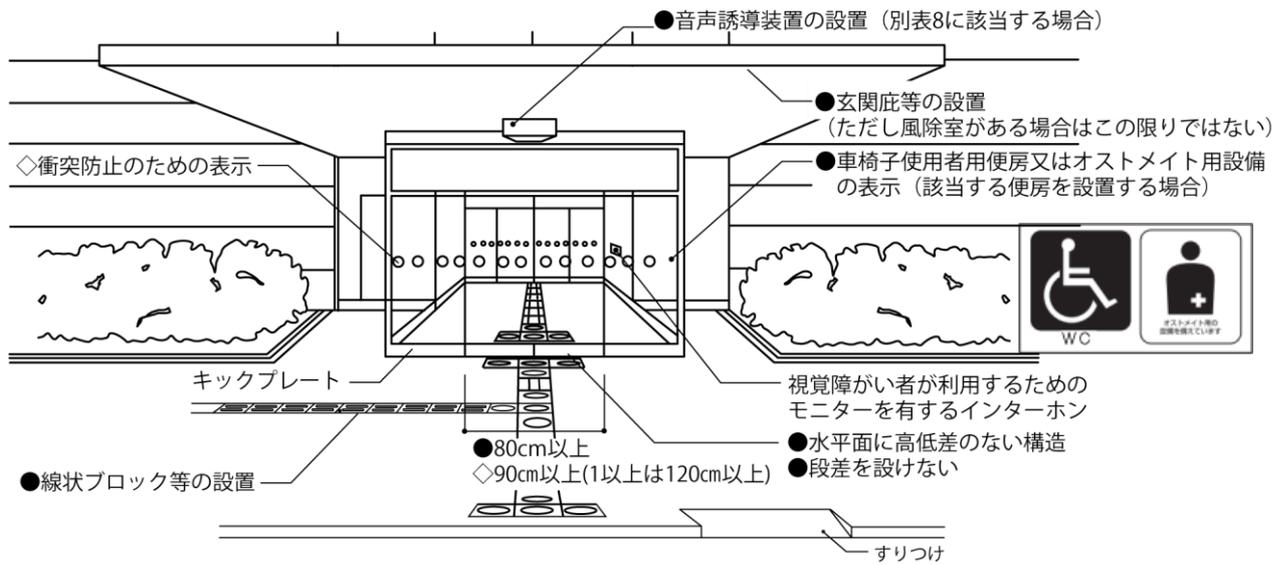
出入口の種類	バリアフリー整備基準	望ましい基準
◆移動等円滑化経路	令 19-2-2-1	誘2-1、2
直接地上へ通ずる主たる出入口(玄関)	80cm以上※1	120 cm以上
利用居室の出入口	80cm以上	90cm以上
車椅子使用者用便房又は当該便房のある便所の出入口	80 cm以上	80 cm以上
車椅子使用者用簡易型便房の出入口	80cm以上	—
エレベーターのかご及び昇降路の出入口	80cm以上	80cm又は90cm以上
◆準移動等円滑化経路	別表第 10-2-1	—
共同住宅の共用部の出入口(集会場等がない場合※2)	80cm以上	—
共同住宅の各住戸に設ける出入口	80cm以上	—
◆一般基準	施行令及び条例	誘2-1、2
屋外へ通ずる出入口(移動等円滑化経路上にないもの)	—	90 cm以上
車椅子使用者用客室の出入口	80cm以上(令 15)	80cm以上
浴室等の出入口	80 cm以上(条18の3)	80 cm以上
一般便房の出入口(周囲に手すりのある小便器を設置する場合)	80 cm以上(条 17-1-4)	—

※1 200㎡未満の用途変更の場合は 70 cm以上

※2 共同住宅部分に集会場等の共用部分がある場合は、移動等円滑化経路の出入口の基準を適用

参考図

図1 外部出入口(玄関)の整備例



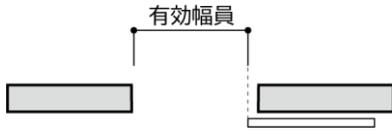
注) 点状ブロック等・線状ブロック等の設置例は40cm角ブロックを使用した場合。以下同じ。

■ 参考図

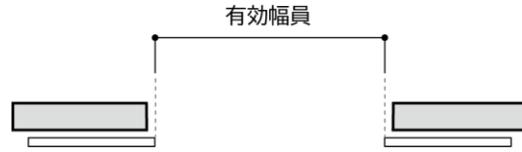
図2 出入口の幅の取り方及び有効幅員

【自動扉の場合】

<片引き戸の場合>



<引き分け戸の場合>



【手動扉の場合】

<片引き戸の場合>



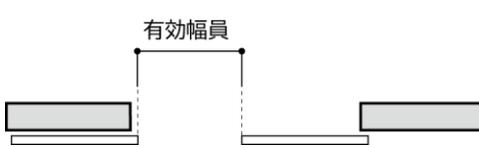
<引き違い戸の場合>



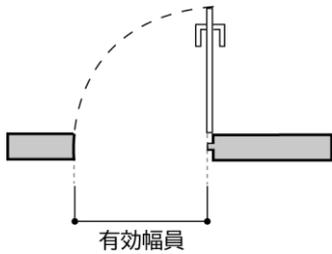
<引き分け戸の場合>



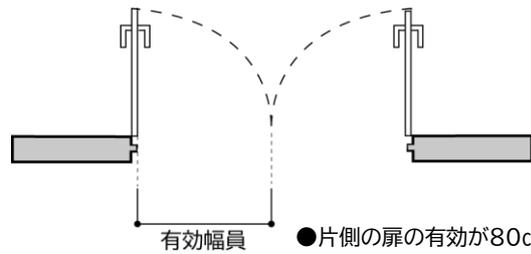
<引き分け戸(自動的に閉まる構造の扉)の場合>



<片開き戸の場合>

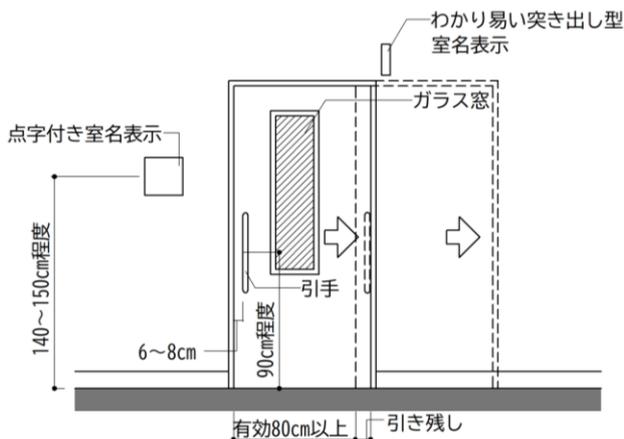


<両開き戸の場合>



●片側の扉の有効が80cm以上

<手動式引き戸の場合>



(2以上の出入口がある場合には1以上の出入口は有効90cm以上とすることが望ましい)

■ 参考図

<出入口の有効幅員>

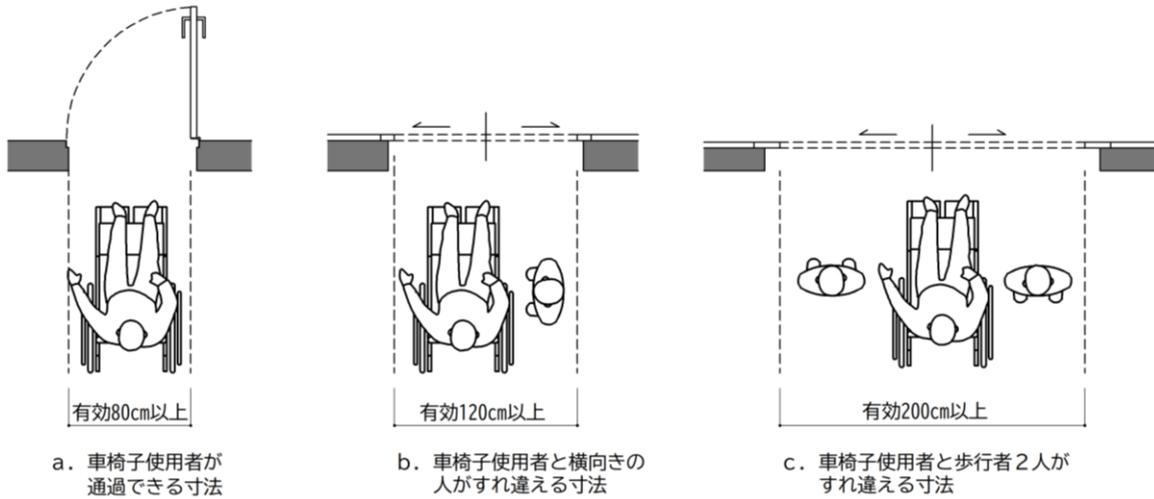
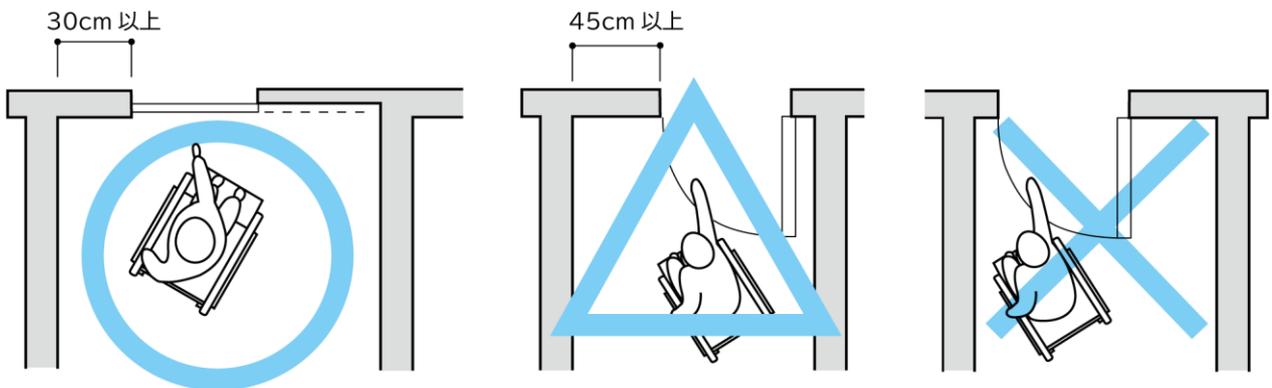


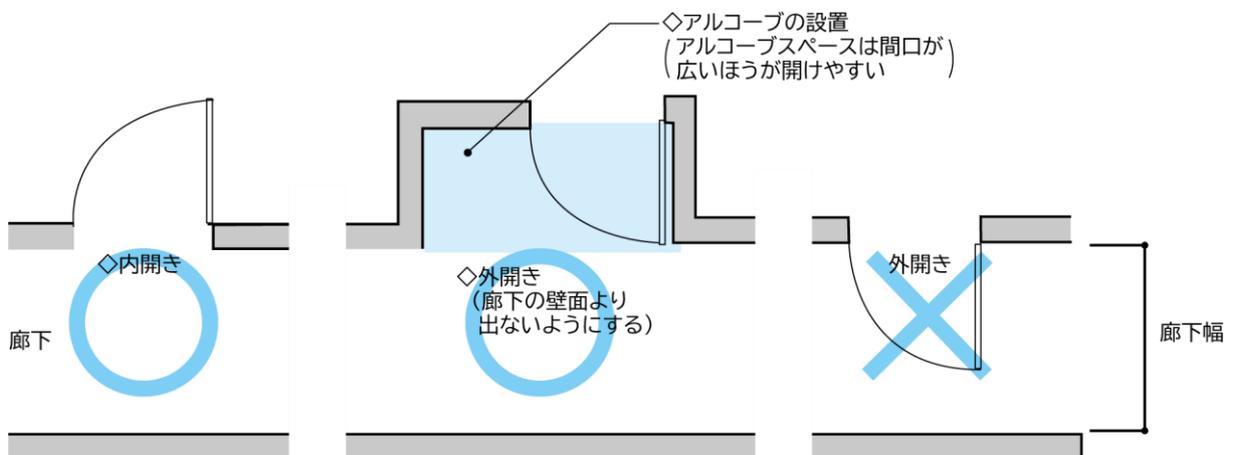
図3 車椅子使用者のためのスペース確保



※袖壁は、引き戸の場合は 30 cm 以上、開き戸の場合は 45 cm 以上を確保すると、車椅子使用者が戸を開閉しやすい。

また、必要となる素手壁と開閉スペースは、戸の形式、取手の形状、周囲の状況等によって異なるため、設計にあたっては、それらを考慮したうえで、袖壁と開閉スペースを確保。

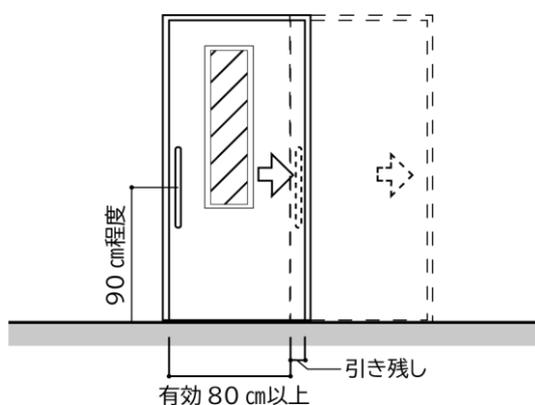
図4 開き戸への配慮



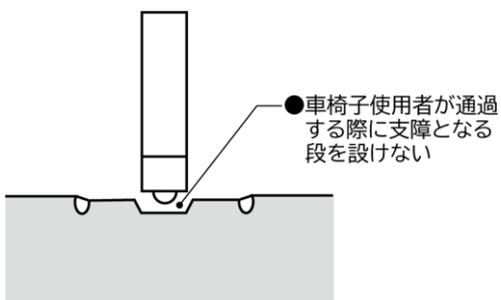
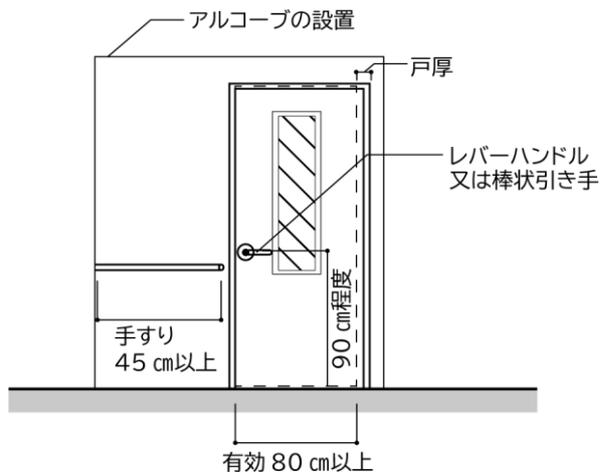
■ 参考図

図 5 出入口の例

<引き戸の場合>



<開き戸の場合>



02

出入口

図 6 取っ手の形式

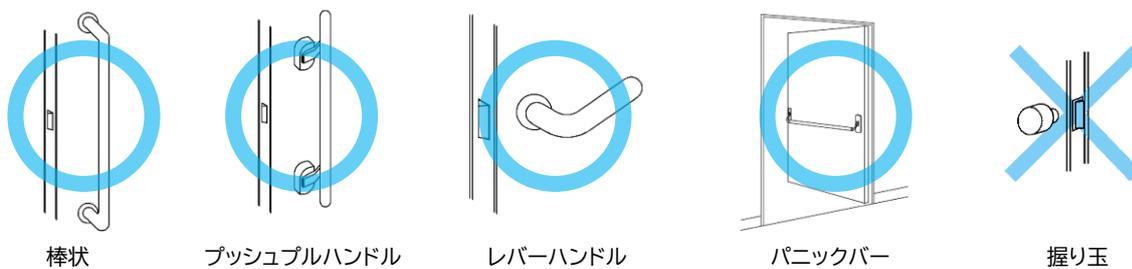
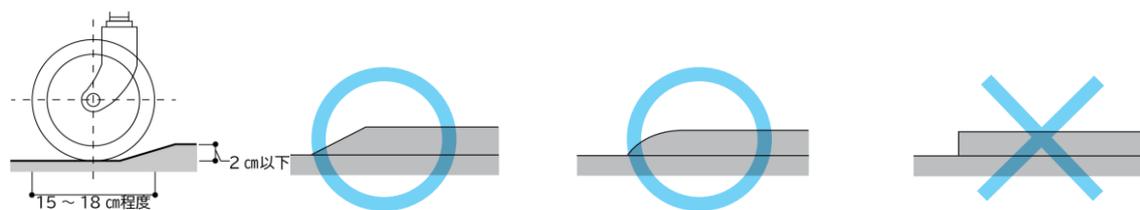


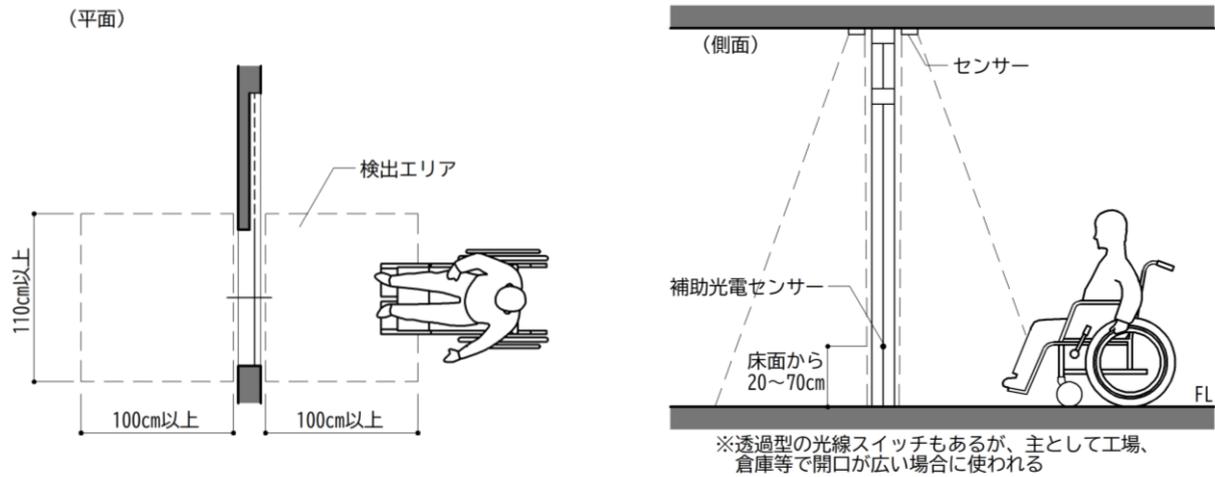
図 7 擦り付けの例



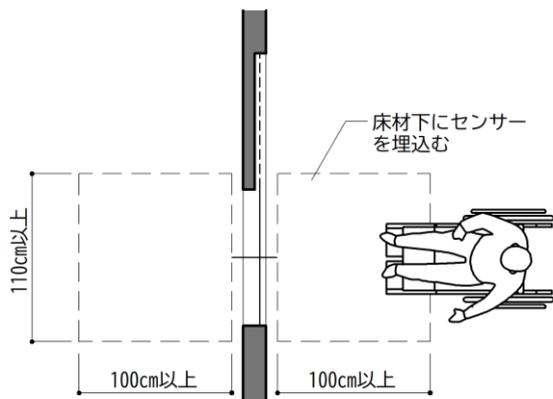
参考図

図 8 自動開閉装置の感知方式の例

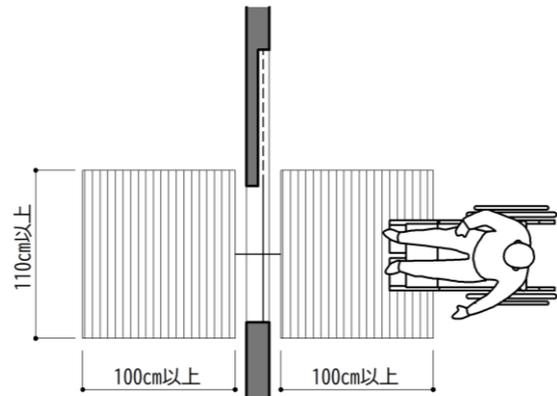
<光線式反射スイッチ>



<床埋込式センサー>



<マットスイッチ>



<押しボタンスイッチ>

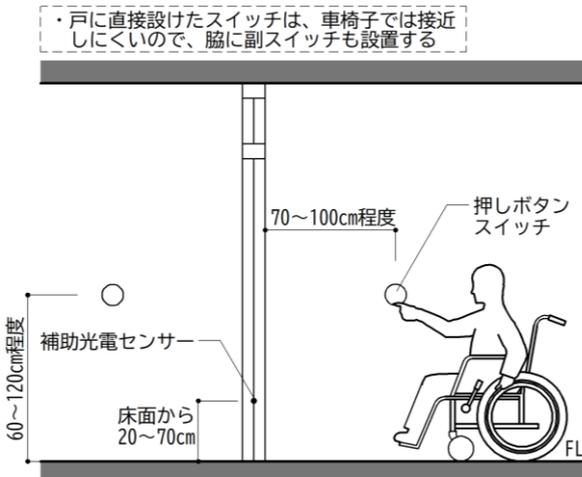


図9 音声誘導装置

音声誘導装置(電波方式)は、視覚障がい者の円滑な移動を補助するために有効な装置であり、公共施設の玄関などから施設名称を音声で流すことによって、その位置を案内するものである。

なお、音声は常時流されている訳ではなく、建築物等に設置された装置側から発信される電波の受信範囲に、専用の受発信機を持つ視覚障がい者が入ると、受発信機が反応し、音声による情報を得られるシステムである。

設置場所としては、玄関、受付、便所、エレベーター、主な出入口等への設置が望まれる。

その他事例は建築設計標準 8.2.2.2 音声等による誘導設備を参照する。

【利用の仕方】

- ①受信範囲に入ると受発信機が反応し、音声案内を受けられることを知らせる。
- ②情報が必要であれば、視覚障がい者が受発信機のスイッチを押すと電波が送信され、具体的な音声案内が放送される仕組みとなっている。

